

NOSA I Q & A CONTENTS IV (03年度制度改革事項)

農業共済新聞より (一部再編集)

Q1. 2003年の制度改革の趣旨は？

A1. 【答え】

制度改革の趣旨 近年の我が国をめぐる情勢の変化の中で、農業の持続的な発展を図っていくためには、農業の構造改革を加速化し、望ましい農業構造を早期に実現していく必要があります。そのためには、農業の担い手を育成し、意欲ある経営体が活躍する環境条件を整備することが農政の重要な課題となっております。このような農政の転換期にあつて、農業災害補償制度の果たす役割は、引き続き重要であると認識しておりますが、本制度が今後ともその機能を十全に発揮していくためには、この歴史と伝統のある制度を、農業の担い手の育成という農政の展開方向に即して、見直していくことが不可欠であるとの考えの下、本制度の見直しを進めてまいりました。平成15年6月18日に「農業災害補償法の一部を改正する法律」が公布され、平成16年4月1日から施行されました。今回の制度改革は、これまでの本制度の固定的・画一的な点を大幅に改善し、引受方式を農業者自身が選択する仕組みを整備するなど、農業者の経営判断を尊重する点に主眼を置いており、本制度の長い歴史の上でも大きな転換点となる、まさに画期的な改正であります。

Q2. 共済規程とはどういうものですか。定款との違いは？〈1〉

A2. 【答え】

「共済規程」〈1〉 全国のNOSA Iの組合では、2004年4月からの改正制度の実施に向けて、臨時総代会が開かれました。これまで、組合の組織や事業運営に関する基本的な事項は、すべて「定款」と呼ばれる自主ルールで定めていました。しかし、今回の法律改正で、各NOSA I事業の具体的な事項については、別途新設する「共済規程」で定めることとなりました。「定款」の変更には、総代会の特別議決（総代の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数決）が必要なのに対し、「共済規程」は、総代会の通常議決（出席者の過半数）により変更できるため、区域内農家のニーズに迅速に応え、より機動的な組合運営が可能となりました。

Q3. 共済規程とはどういうものですか。どのようなことが規定されるのですか？〈2〉

A3. 【答え】

「共済規程」〈2〉 組合運営の合理化を図るため、今回の制度改革により、これまですべて「定款」で定めていた、組合の組織や事業運営に関する基本的な事項のうち、一部を「共済規程」に規定することになりました。具体的には、組合の名称、区域、事務所の所在地や実施する共済事業の種類（農作物共済、果樹共済など）といった基本的な事項については従来通り「定款」に定めます。一方、実施する共済目的の種類（水稻、りんごなど）や加入方式、共済掛金率、掛金払込期限、支払共済金ほか損害評価会に関する内容などの具体的な事項は、「共済規程」で定めることになります。

Q4. 加入方式・補償割合が選択できるようになったそうですが？

A4. 【答え】

農作物・果樹・畑作物共済加入方式等（加入方式、補償割合）の選択 NOSA I制度が2004年4月から改正され、加入方式や補償割合について農家の選択肢が拡大されました。例えば、農作物（水稻・麦）共済の場合、これまでは、原則として加入方式は組合の区域ごとに単一（組合単位での同一方式の採用：例：一筆7割方式等）加入方式

のみ)となっており、個々の農家が自由に選択できませんでした。今後は、農家の多様な共済ニーズに対応するため、組合等が共済規程等で規定する加入方式や補償割合の中から個々の組合員が自らの経営判断により加入方式等を選択できるようになりました。

Q5. 農作物共済・水稲共済の品質方式はどのような内容ですか？

A5. 【答え】

水稲共済の品質方式 近年、各地での猛暑、また大水害など異常気象が続いており、それらの地域では乳白米の発生など、水稲の品質低下も心配されています。NOSA Iでは16年産水稲から、災害による収量の減少や品質低下を伴う生産金額の減少を補てんの対象とする「品質方式」が導入されています。品質方式に加入できる農家は、所属する組合が同方式を共済規程に定めて実施していること、生産する水稲のほぼ全量について、原則、過去5年間の数量と品位に関する客観資料のあることを要件としています。これは、加入の際の共済金額（契約補償額）の設定や損害評価を出荷伝票など客観資料に基づいて行うためです。

Q6. 家畜共済・乳牛の子牛共済とはどのような内容ですか？〈1〉

A6. 【答え】

乳牛の子牛共済〈1〉 2004年度から、乳牛の子牛共済がスタートしました。これまでの肉牛と同様に乳牛でも、授精または受精卵移植後240日の胎児と、出生後6カ月未満の子牛が、家畜共済の加入対象となります。乳牛の子牛は半数が雄であり、酪農経営の中に占めるウエートはそれほど大きくないと考えられ、これまでは家畜共済の補償対象とはなっていませんでした。しかし、近年は肉用種の交配による交雑種や肉用種の受精卵移植が普及し、付加価値の高い乳牛の子牛も多く生産されるようになったため、今回の制度改正により加入できるようになりました。子牛・胎児も共済に加入するかどうかは、成乳牛や育成乳牛を加入するときに、農家ごとに選択できます。

Q7. 家畜共済・乳牛の子牛共済で対象となる共済事故はどのような内容ですか？〈2〉

A7. 【答え】

乳牛の子牛共済〈2〉 乳牛の子牛・胎児の補償の対象となるのは、死産・病傷のほか、死産や奇形などです。補償額算定の基礎となる評価額は、加入時に6カ月未満の子牛の場合は、月齢に応じた最寄りの市場価格に基づいて設定します。胎児の場合は、加入更新時に品種（乳用種、交雑種、肉用種）が確定しているものは、それぞれの品種のヌレ子の市場価格に基づいて設定し、品種の分からないものは、一般に最も価格の安い乳雄子牛のヌレ子の市場価格に基づいて設定します。また、加入時に品種が未確定で、その後確定したものは、補償の対象となる授精または受精卵移植後240日になった時点で、その品種に応じた価格に変更することができます。

Q8. 家畜共済・乳牛の子牛共済で対象となる胎児の設定はどのようにして行うのですか？〈3〉

A8. 【答え】

乳牛の子牛共済〈3〉 改正NOSA I制度では、乳牛について家畜共済に加入するとき、子牛・胎児も補償の対象として選択できますが、その場合、胎児は加入時に自動的に親牛に割り付けられます。加入時に分娩（ぶんべん）直前で、その加入期間内（次の契約更新時まで）にもう一度妊娠240日に達する可能性がある場合は、胎児は2頭分加入することになります。胎児として加入していて出生した子牛が乳用種の雌であれば、そのまま乳牛として飼養されている限り補償の対象となります。乳用種の雄や交雑種、肉用種など本来肉牛となる子牛の場合も、特例として生後6カ月までは、乳牛の子牛として補償の対象となります。ただし、肉牛共済にも加入していて子牛・胎児の

加入を選択している場合は、生後１１日目で肉牛共済に移していただくこととなります。

Q9. 肉牛の胎児価額の設定方法が変更されたようですが？

A9. 【答え】

肉牛の胎児価額の設定方法 乳牛の胎児の評価額が、品種に応じた価額となることと併せ、肉牛の胎児の評価額の設定方法も２００４年度から変更になりました。これまで、肉牛の胎児の評価額は、親牛の評価額の２割とされていましたが、乳牛の胎児と同様に、その品種のヌレ子の市場価格に基づいて設定するようになります。しかし、肉用種のヌレ子の市場取引はほとんどないため、肉用種の素牛（もとうし）の市場取引月齢・価格と交雑種の素牛の市場取引月齢・価格との相関関係を利用して、交雑種のヌレ子の市場価格から肉用種のヌレ子の価格を推計することになります。これにより、胎児価格は加齢などで評価額が低くなった繁殖母牛と連動して低くなることはなくなります。

Q10. 家畜共済の死廃共済金支払限度とはどのようなものですか？〈１〉

A10. 【答え】

家畜共済死廃共済金支払限度〈１〉 ２００３年の制度改正により、家畜共済の死廃事故の共済金支払額に、一定の上限が農家ごとに設定されることになりました。その上限は共済金額に支払限度率を乗じた額で、火災などの特定事故以外の通常の死廃事故共済金は、その累計が上限額に達するまで支払われます。限度率は、包括共済対象家畜の種類ごと（種牛や種馬のほか一般馬を除く）、料率地域ごと、農家ごとの過去３カ年の通常の死廃事故に該当する金額被害率（死亡廃用事故受取共済金÷共済金額）をもとに算定されます。上限の設定は、高被害率農家の事故防止対策を促進するとともに、農家間の不公平感を是正し、将来の掛金率を低下させることを目的にしています。

Q11. 家畜共済の死廃共済金支払限度とはどのようなものですか？〈２〉

A11. 【答え】

家畜共済死廃共済金支払限度〈２〉 死廃共済金支払限度については、適用が除外される場合があります。火災、伝染病（法定・届出）および自然災害による死廃事故（特定事故）には適用されません。また、少頭数の農家に配慮し、共済掛金期間開始後の最初に発生した、通常の死廃事故については、限度を超えていても共済金は満額支払われます。支払限度の設定は、常時事故多発農家の支払額の低減による損害防止意識の高揚が目的ですから、次の農家には適用されません。〈１〉過去３年の通常の事故の被害率の平均が適用除外基準率以下の農家〈２〉一般馬および個別共済（種牛、種馬）の加入農家〈３〉新規加入農家および算定期間内の加入が１年に満たない農家。

Q12. 果樹共済樹園地単位方式とはどのような方式ですか？

A12. 【答え】

果樹共済樹園地単位方式の導入 これまでの果樹共済の加入方式は、半相殺農家単位方式、全相殺農家単位方式、災害収入共済方式といった農家単位に補償する方式となっており、農作物（水稻・麦）共済の一筆単位方式のように圃場ごとに補償する仕組みは設けられていませんでした。果樹は、樹園地によって被害の発生状況に大きな差があること、担い手果樹農家や共済未加入農家からも強い要望があったことなどから、２００５年産の加入から落葉樹種（りんご、ぶどうなど）について、耕地ごとに共済金を計算して支払う樹園地単位方式を試験的に導入することになりました。なお、加入の際、農家は現行と同様に全園地加入が必要です。

Q13. 果樹共済樹園地単位方式の仕組みはどのようなものですか？〈1〉

A13. 【答え】

樹園地単位方式の仕組み〈1〉 2003年の制度改正により、果樹共済には、従来の加入方式に加えて「樹園地単位方式」が導入されました。従来からある加入方式では、被害の程度は農家単位で把握され、共済金も農家単位で計算、支払われます。それに対して、樹園地単位方式では、樹園地ごとに被害を把握し、共済金が支払われます。樹園地単位方式は当面、対象を落葉果樹（りんご・ぶどうなど）に限定して実施されます。なお、共済金の支払いは樹園地単位ですが、加入の際は樹種ごとに経営しているすべての樹園地について加入する必要があります。

Q14. 果樹共済樹園地単位方式の仕組みはどのようなものですか？〈2〉

A14. 【答え】

樹園地単位方式の仕組み〈2〉 樹園地単位方式は、大きく「減収総合方式」と「特定危険方式」の二つの方式に分かれます。減収総合方式は、すべての病虫害、自然災害などを対象としています。特定危険方式は災害の中でも、暴風雨やひょう害、凍霜害といった、特定の事故を対象としています。減収総合方式は、2005年産からの収穫を対象に、すでに共済責任期間（補償期間）がスタートしています。一方、特定危険方式については、樹種や地域によって違いはありますが、2006年産はこれから春先にかけてが加入申し込みの時期になっています。

Q15. 果樹共済樹園地単位方式の仕組みはどのようなものですか？〈3〉

A15. 【答え】

樹園地単位方式の仕組み〈3〉 樹園地単位方式の補償割合は、減収総合方式では6割ですが、特定危険方式ではそれよりも高い7割となっています。7割という補償水準は、果樹共済のほかの加入方式と比較すると、半相殺方式で実施されている減収総合方式と、また、ほかの事業では最も代表的な水稻共済の一筆方式と同じ水準です。特定危険方式は、暴風やひょう害、凍霜害といった特定の原因による損害を補償対象としているため、一般的には、共済掛金率が低く設定されているというメリットもあります。特定危険方式については、組合により、対象とする事故が異なる場合があります。詳しくは、最寄りのNOSA Iの組合にお問い合わせください。

Q16. 畑作物共済・大豆共済の一筆単位方式の内容はどのようなものですか？

A16. 【答え】

大豆共済一筆単位方式の導入 これまでの大豆共済の加入方式には、半相殺方式と全相殺方式といった農家単位に補償する方式のみが設けられており、水稻共済や麦共済で実施する一筆方式のように、耕地ごとに、その被害状況に応じて共済金を支払う方式は導入されていませんでした。しかし、水田大豆の本作化に伴い、大豆生産農家から、水稻共済でなじみ深い一筆方式の導入に根強い要望があったことから、16年度から希望する農家が加入できるよう一筆方式（7割補償）が導入されました。加入には現行と同様、全耕地の加入が必要です。

Q17. 園芸施設共済の制度改正はどのような内容ですか？

A17. 【答え】

園芸施設共済の制度改正 2004年度から農作物共済、家畜共済、果樹共済などの制度改正と併せ、園芸施設共済も改正されました。改正内容は次のとおりです。〈1〉ガラス室や鉄骨ハウスが台風などの災害で損壊した場合、その廃材等を撤去するための撤去費用の補償方式を導入する。〈2〉防風、防ひょう、防鳥などの目的で果樹園に設置されている多目的ネットハウスを園芸施設共済に加入できるようにする。〈3〉掛金

の一部を国が負担する掛金国庫負担について園芸施設共済では、国が50%を負担していますが、対象とする共済金額（契約補償額）に一定の限度を設けています。この共済金額の限度額が4千万円から8千万円に引き上げられることになりました。

Q18. 園芸施設共済の撤去費用の補償方式とはどのようなものですか？〈1〉

A18. 【答え】

園芸施設共済の撤去費用の補償方式の導入〈1〉 撤去費用とは、一般に火災保険などでいう残存物取り片付け費用と同じで、園芸施設が自然災害などにより損壊した場合に発生する廃材の取り片付けや解体作業などの費用の一部を補償するものです。近年の施設園芸農業では、施設の大型化などが進んでいます。このような大型施設がいったん被害を受けると施設の復旧のほか、取り片付けにかかる費用も増大するため、今回、撤去費用の補償方式が新たに制度化されました。対象となる施設はガラス室や鉄骨ハウスで、加入の際に農家の選択により撤去費用も補償対象とすることができます。その場合には、農家は保有する該当ハウスすべてについて撤去費用の補償方式を選択する必要があります。

Q19. 園芸施設共済の撤去費用の補償方式とはどのようなものですか？〈2〉

A19. 【答え】

園芸施設共済の撤去費用の補償方式の導入〈2〉 園芸施設の撤去費用の補償に対応する共済金額（契約補償額）は、解体や搬出、撤去清掃などにかかる平均的な単位面積当たりの撤去費用に施設面積をかけ、さらに施設本体と同じ付保割合（補償割合）をかけた額となります。損壊した施設の撤去費用の共済金は、〈1〉撤去に要した費用が100万円を超える場合〈2〉被覆物を除く施設本体の損害割合が50%（ガラス室は35%）を超える場合、のいずれかに該当するとき支払われます。ただし、撤去費用の共済金は、廃材などの撤去が適正に行われたことをNOSA I職員が確認した上で、支払われることとなっています。